

ドイツ・ナチズムの台頭に関する史的考察

- 分析視角の確定のために -

中 重 芳 美

はじめに

多岐にわたるナチズムの諸研究は、ナチズムの成立から躍進までの過程、つまりワイマール期のNSDAP（ナチ党）・ヒトラーの諸動向を解明することと、第三帝国期における諸政策およびその影響・結果の検討とに大別できよう。特に前者の中心課題は、さらに3点に分類されるところである。まずその第1は、ワイマール期の社会・経済状況と密接にむすびついたドイツ国民の心情・動向に関するものである。ワイマール期の経済状況に言及した主要な研究者が、バルダーストン、ターミンである。また、1970年以降、選挙分析を中心として支持者層のいっそうの解明に従事したハミルトン、チルダース、ファルターらがこれに続く。そして、党員の構成を検討することによって、従来の支持の形態分析に一石を投じたのがミュールベルガーである。さしあたり、これらの有力論者を最新の研究者として挙げることができるであろう。さて、研究史上の検討課題その第2は、1920年代半ば以降1930年代にかけて、多くの国家・民族をそのうねりに巻き込んだファシズムという広範な現象を検討することでナチズムを追求することである。さらに、これに加えて、ドイツ近・現代史へのナチズムの位置づけを問う課題が第3のものとしてあげられよう。

本稿では、上記の第1点を別課題として捨象し、とりあえず、ナチズムの台頭のより詳細な検討の前段階として、第2および第3の観点、つまり、ファシズム論の一定の整理を行うとともに、ドイツ史へのナチズムの位置づけをフィッシャーの連続説を中心にまとめることにしたい。また、NSDAP（ナチ党）の台頭の一側面を明示するワイマール期の財政政策をハンスマイヤーに依拠して、ナチズム体制に続く連続性の一端を概観することにする。

I. ドイツ・ナチズムの成立とファシズム

1. ファシズムの予備考察

ファシズムの原型と広がり

ファシズムを短絡的に20世紀初頭における特殊な一現象と断定するのはいささか性急に過ぎるであろう。山口定氏は言う、「第一に必要なことは、ファシズムとは何か、という包括的な問いの前に、運動、思想、体制という三つの問題のレベルを区別することである」¹、と。歴史的経過を一瞥すれば、第一次世界大戦の戦勝国にもかかわらず領土分配の少なさへの不満から、古代ローマ帝国復活の夢を掲げるムッソリーニに率いられて成立するファシスト党が、最初の体制と

¹ 山口定、「ファシズム その比較研究のために」、有斐閣、昭和57年、15頁。

してのファシズムである。その後、類似した運動、思想、体制がこのイタリアに沿い「ファシズム」として包括的に称されたことには疑問の余地がない。さらに山口氏は、ファシズムを、特殊イタリアのそれを称する場合と広く各国の類似の現象を指す場合とに分け、特に後者を「一般概念としてのファシズム」または「類概念としてのファシズム」として研究対象に扱うファシズム研究者の今日的視点を述べる。

さてそこで、山口氏が問題としたひとつ、「運動としてのファシズム」の実例として、イギリスにおける労働党内閣のオズワルド・モーズリーによる1931年ファシスト連盟の結成、フランスにおける火の十字軍、加えて世界大恐慌に端を発する社会不安を背景にアメリカにおいてナチス勢力の跋扈によるドイツ系アメリカ人の集会開催等々が、挙げられるであろう。従って、相次ぐ世界的なファシズム運動の台頭期として20世紀初頭が位置していた、と推察できる。さて、イギリス、フランス等のファシズム台頭に対するフィリップ・モーガン (Philip Morgan) の見解はこうである、「1920年代終わりから1930年代初めの大恐慌の総体的危機が、新しいファシスト活動の形成に帰結した」²、と。これらの国々におけるファシズム台頭の主要因を、モーガンはウォール街から一気に飛び火した未曾有の経済危機に求めたのである。

しかし、第一次世界大戦の敗戦国であるドイツにおけるファシズムは、それらと完全に同一のものではないし、活動の展開もまた一樣に扱うことはできない。第一次世界大戦後のドイツには、多くの右翼のグループ(セクト)が生まれる。その中のひとつであり、先鋭的な国粹主義と卓越した演説の能力を持つヒトラーとに代表されるナチスを、ドイツ・ファシズムとして捉えることには異論のないところであろう。ナチ党は、逸早くイタリアで成立したファシズム体制には遅れるものの、その思想・様々な運動を経て、世界で唯一のファシズム一党政権である第三帝国を成立させることになる。1945年に断絶があるが、ネオナチ³に象徴されるナチズムを信奉する傾向は、今なおドイツに存在する。

そこで、ファシズムに関して、ヨーロッパにおけるファシズムおよび、ドイツにおけるファシズムの動向としてナチズム成立の初期段階をまず概観することにした。

ファシズムの時代

大陸ヨーロッパを舞台とした第一次世界大戦は、直接的・間接的を問わず、「広範な急進化」⁴によって多くの国の社会・政治・経済・体制・イデオロギー等々にも影響をもたらすことになる。1919年から1945年までを「ファシズムの時代」とよぶ旧西ドイツのファシズム研究者のE・ノイテの見解を山口氏はこう紹介する。ノイテ曰く、「この時代のヨーロッパには、ファシズム

² Philip Morgan, *Fascism in Europe, 1919-1945*, Routledge, 2003, p.198.

³ 戦後のファシズム・極右の実態を記述するワルター・ラカー (Walter Laqueur) によって、いくつかの事例の中のひとつとして取り上げられるのがネオナチである。以下、ラカーの述べるネオナチの記述の一部を抜き出してみよう。「1970年代-1980年代に、スキンヘッドの異様な風体をした若者集団がスワスティカ『卍』、または鉄十字章をプリントしたいでたちで“ハイル・ヒトラー”と叫ぶ、この若者達の新サブ・カルチャーは新しい世代のネオナチにとってリクルート源であった、また、ロシア西方リェブリ市のヘビメタル愛好者が一時期(1987-90) ナチのシンボルやその遺品をファッション化し等々、」という一現象もさることながら、「1945年以後も存続する反セム主義」しかり、「ヨーロッパで活動する小グループであるアメリカのNSDAP/AO[Auslandsorganisation=国外ナチ党]が1993年から発行所不明の雑誌と発行しているが、ここで提供されているのはプラスチック爆弾等の製造法である。その目的は明白である。(中略) 過去のファシズムの基本的要素は対外的戦争であったが、将来は大量殺害兵器を使用したテロリズムが中心的役割を演ずるであろう」と、警告をこめて締めくくる。ネオナチ、ネオファシスト達は30年代のファシズムとは異なる道を辿りながら世界の水面下で、「ファシズム」の運動家として現存していることをラカーは主張するのである。ワルター・ラカー、柴田敬二訳、「ファシズム 昨日・今日・明日」刀水書房、1997年、120-151頁(ファシズムと極右-いくつかの事例)、参照。

の他に主要な政治的・イデオロギー的潮流として自由主義、保守主義（カトリシズムを含む）、社会主義の3つが存在していたが、この3つは第一次世界大戦以前にも存在していた、従って第一次世界大戦以後のものはファシズムだけである」。そしてファシズムの歴史的新奇性に関して、「第一次世界大戦という戦争の嫡出子であり、その内在的法則によってさらに新たな戦争を引き起こす方向に向かって作用した戦争の子」⁴である、と。

同じく、ファシスト勢力の台頭が一国、二国に限定される狭い単位の特別な現象ではなく、広範にヨーロッパ各地で見られた戦後危機に対する政治的動きであると主張したのが、フィリップ・モーガンである。ここでは、政治的流れを中心としたヨーロッパにおけるファシズムを、以下、モーガンに依拠しまとめることにしよう。

ヨーロッパにおけるファシズム - フィリップ・モーガン説 -

戦後ヨーロッパの危機と相互に関連する諸要素は、1920年代においてファシズムを一般的現象へと押し上げながら、社会主義革命が現実化することとそれに対する危惧の念をおこさせるものだった、とモーガンは述べる。そして、ドイツに代表されるように領土の喪失を含む第一次世界大戦での国家の敗北と屈辱とを具体的に諸要素として挙げ、戦時経済から平時経済への移行、かつ、ひとつの政治体制である君主制から他の政治体制である議会制民主主義への移行という極めて困難な事態を意味していた、と述べる。

さらにモーガンは続けて以下の指摘をする。すなわち、特に南部・中央・東部ヨーロッパの国々は議会制民主主義に関する諸々の手段に未熟・未経験であったために、戦後民主主義的政治体制は難題に覆われ、特に、東部ヨーロッパのいくつかの地域ではベルサイユ条約とそれに続く国民主義的緊張の高まりから、ファシズムは重要な政治的勢力であった、と。

そして、興味深いことに (interestingly)、と前置きをして次のように言う。中央・東部ヨーロッパでは戦間期において民主主義的政治体制から全般的に離反してゆく明らかな傾向があったにもかかわらず、その離反の傾向がファシズムの究極的な利点として作用を結ぶことは概してなかった。ともすると、権威主義的 (authoritarian) 政治風潮は、ファシズム運動が勝利に至る理想的なひとつと思われるかもしれない、と。

しかし、ポルトガル、オーストリア、東ヨーロッパにおける権威主義的な諸政府の動向に関して、「それらの政府は、自国における民族ファシストの動きと競合的な関係に立脚し、かつその運動の機先を制することで彼らを権力から遠ざけた。そして、これらの国々において権威主義的保護のもとで社会・経済的安定は生じたのであって、おそらく、権威主義的政府が反対・抑制したファシスト活動の‘革命的’性格に関して、最も明晰な徴候を我々は入手することができるだ

⁴ ワルター・ラカー、同書、14頁。当該部分を要約すると、「ファシズムは、なによりもナショナリズムであり、エリート主義であり、アンチリベラルである。また、ミニタリズムでもあった、しかし、これらの要素は個々の要素において、1914年以前に明確に見られるものである。ファシズムとその先駆者との相違は、部分的には程度の差であって、広範な急進化は第一次大戦に起因している。」とある。ラカーのこの記述は注目に値するであろう。すなわち、代表的なファシズム研究者であるE・ノイテが政治的・イデオロギー的潮流としてファシズムを第一次世界大戦以後の新種のものとして捉えているのに対して、ラカーはある意味、ファシズムを戦前からの連続体として捉えていると読むことはできないだろうか。

また、ファシズム期をいかに規定にするかについて、ニコス・プーランツァスはファシズムの《時期》の本質を「帝国主義本国内部での、独占資本主義支配への移行であった」とするものとしながらも、この移行局面が本来ファシズムを説明するものではなく、「ファシズムは専らこの《時期》のみ結び付けられる現象では決してない」と述べる。ニコス・プーランツァス (Nicos Poulantzas)、田中正人訳、『ファシズムと独裁』批評社、1983年、39頁、参照。

⁵ 山口、前掲書、11頁。

ろう」⁶、とモーガンは続けて述べる。

反対に、民主主義的な政治体制の威信を根本的に揺り動かすことなく、戦後危機が行きすぎた北部・西部ヨーロッパの国々に関する見解はこうである。「これらの国々において、ファシズムは比較的弱いものであった。言い換えれば、これらの国々ではファシズムに上手く対抗し、急進的な残りうる代替的な体制であるファシズムにとって政治的機会および通路を閉ざしたのであった。ファシズムとは、民主主義にとってかくも深刻な脅威であり代替であったので、打ち破るために対抗しなければならなかった。この意味において、ドイツにおけるナチズムの勝利は、1930年代の民主的北部・西部ヨーロッパにとって大きな意味を持つものだったのだ」⁷、と。

さて、言うまでもなく、ファシズムが突発的で極めて限られた時期と場所、および一時的な政治イデオロギーとして限定されるものでないことは明らかである⁸。しかし、誤解をおそれずに言えば、ヨーロッパにおけるファシズムの政治的観点において、議会制民主主義的政治体制に未熟で未経験であった南部・中央・東部と、その体制の権威が保持された北部・西部とのモーガンの比較は、ファシズムに関するヨーロッパの地帯構造を示唆するものではなからうか。

そこで、飛躍的な躍進をなし、続く勝利が、民主的北部・西部ヨーロッパに危うい影をなげかけることになるドイツ・ナチズムの生成を、引き続きモーガン、およびラカー等に依拠しドイツにおけるファシズムへの動向としてまとめてみることにしたい。

2. ドイツにおけるファシズムへの動向 1919-1923

最初のうねり

ラカーはファシズムの台頭をこう述べる。「歴史の記録するところでは、ファシズムは（テロリズムと同じく）自由で民主的な体制のもとでのみ成功している。自由に扇動できるところでしか成功のチャンスはなかった、と言い換えてもよい」⁹。これはまさに、ドイツにおけるファシズムの台頭がワイマールという自由で民主的な体制のもとになればこそ成立したものであり、いわゆる「民主主義の所産」¹⁰と同義として捉えてよいであろう。

さて、段階的に行論するにあたって、まず、ワイマール政府が共産主義の抑圧のために雇用していた義勇軍（Freikorps）を概観することから始めよう。義勇軍はワイマール政府に雇用されていたものの、正真正銘の議会制民主主義の支持者だったというわけではなかった。

この義勇軍が参加したカップー揆について、ワイマール共和国内での一連の動きを記述するリチャード・オーヴァリーの見解はこうである。「この新しい共和国の中では極左と極右が火花を散らす政治的な危機が幾度となく起こっている。極左陣営はより徹底した社会の改革を望み、極右陣営はドイツが敗北と無力に甘んじていることに妥協できなかった。1919年ドイツ共産党が発足し、急進的な革命の動きの中心となり、1921年と1923年10月には新しい反乱の波を引き起こし

⁶ Philip Morgan, *op.cit.*, p.198.

⁷ *Ibid.*, p.198.

⁸ 山口氏は第二次世界大戦後にファシズム研究の動きをこう述べる、「ファシズムという言葉はあまりに多義的で、もはやその意味するところを一義的に確定しえなくなっている」。山口、前掲書、14頁。

⁹ ウルター・ラカー、前掲書、19頁。

¹⁰ 山口定、『現代ファシズム論の諸潮流』有斐閣、昭和51年、10頁。山口氏に従い当語の補足を行うところである。すなわち「民主主義の所産」をよりわかりやすく言えば「民主主義によって大衆が開放されたことの帰結」であり、W・マルティニ、G・リッター、H・ラウシュニング、E・フランチェルの著書にみられる、A・クーンは「保守主義」のファシズム論の理論の特徴であると述べる、と。

た。一方で、ナショナリズムは民衆に普及し、数々のクーデターが起こる。1920年3月の祖国党創立者ヴィルヘルム・カップが主導した一揆もそのひとつである¹¹、と。

また、モーガンはこう述べる。「カップ一揆は共和国に対する軍事的政変兼反乱であったが、KPD（共産党）は自党の昇進のために、この未遂に終わるカップ一揆とベルリンでおこったゼネストを利用したのだった。カップ一揆の鎮圧は、初期段階の民主的なもの、つまり共和制民主主義の破壊を、義勇軍によって隠蔽することを可能にしたのである¹²、と。義勇軍の傭兵たち（Free Corps）は、独立勢力としてワイマール期の間存続していたのではない。彼らは、国家主義者の団体に合流し、その国家主義者の政治的な動きに参加してゆくのであった。この中に、ナチ党とその準軍事的な編成であるSA（Sturmabteilung：突撃隊）¹³も含まれていた。左翼からの脅威を粉砕するために、彼らの組織化された暴力的ともいえる狂暴性は、最前線の行動部隊（trenchocracy）と同義であった。たとえ彼らが相当な歴戦兵士の特別なグループであったとしても、ナチ党に合流した彼らの存在というのは、最前線（front）政治的活動に参加する同時期の人々の動きと同様に見られたのである。

1920年2月、1919年に設立されたDAP（ドイツ労働者党）は、NSDAP（国家社会主義ドイツ労働者党）と改名し、ミュンヘンで再発進する。まだこの時点では、創設者のアントン・ドレクラー（Anton Drexler）およびヒトラーは党の表舞台には立っていなかったのである。ヒトラーその人については、モーガン説の補強としてテラー&ショー等の記述をあげておきたい。

ヒトラーは、第一次世界大戦で負傷し、回復後ミュンヘンの後方部隊に編入される¹⁴。戦争終了時にはミュンヘンに居住し、当地において、1919年、兵役除隊を待っている際に命令を受け、軍隊の政治的強化部署で教育将校としての訓練を受ける。同年9月、彼の雇い主である軍の諜報機関は、彼を新生の小グループであるDAP（急進右翼のたまり場であったグループ）に送り込み、その調査を命じたのである¹⁵。これが、モーガンの言うところのDAPに出くわして、バイエルン軍兵として除隊するまでの彼の姿である。当時、無名の男でしかなかったヒトラーは、漠然とした曖昧模範な動きに導かれNSDAPと邂逅する。その重大性は、多くの危機に悩まされていた戦後初期のドイツにおける政治的な背景をもとにして頭角を現してゆくヒトラーとともに、後には歴史的に驚異をもって語られるナチスの経済政策と類をみない悲惨な出来事等々、その衝撃の大きさから、多くの歴史家はその成り行きに回顧的な意義をみるのである。以下、モーガンに依拠して行論をすすめることにしよう。

¹¹ リチャード・オーヴァリー、秀岡尚子+牧人舎訳、『ヒトラーと第三帝国』、河出書房社、2000年、12頁。

¹² Philip Morgan, *op.cit.*, p.35.

¹³ 褐色シャツ党とも呼ばれ、公開集会におけるナチの演説者を守るために、1921年レームがミュンヘンで募集した一部制服を着たナチ支持者たちのことである。たいていの者がイザール門に近いトーアプロイケラーのようなミュンヘンのピアホールに出入りする失業中の屈強な元兵士たちであった。解散して間もない義勇軍団出身の者が多かった。

ジェームス・テラー&ウォーレン・ショー、吉田八岑監訳、『ナチス第三帝国辞典』、株式会社三又社、1993年、179頁、参照。

¹⁴ ナチ党に参加する以前の、リンツおよびウィーン時代の青年ヒトラーに関する記述として、目撃者たちの公刊・非公刊の報告書をまとめた文献を紹介しておきたい。ヴェルナー・マーザー、村瀬興雄・栗原 優訳、『二十世紀の大政治家5 ヒトラー』紀伊国屋書店、1969年。なお、後のヒトラーを彷彿とさせる青年ヒトラーに関する目撃報告の記述の一つを挙げると、「好んで、また情熱的に政治に関心をもち、自分の話術・議論・身振りによって異様な才能を発揮して人を説き伏せた」とある、同書、54頁。

¹⁵ ジェームス・テラー&ウォーレン・ショー、前掲書、222頁。

次のうねり

NSDAPは、文字通り何百もの国民（völkisch）国粹主義グループのひとつであると同時に、ドイツ全土を覆う新興の動きのひとつでもあった。これらの一部には、戦前の国民・国家主義の生き残り、またはその拡大した形態が含まれていた。その主要な例は、右翼の実力者たちと、戦前の保守党の出身者および汎ドイツ連合を中核メンバーとする諸グループと連立したDNVP（ドイツ国家人民党）であった。協議された民主的平和を欲していた1917年の祖国党（Fatherland Party）の構成要素であった彼らは、戦争行動の陰に隠れて幸福なドイツ人を再編成するための国家主義者の表組織であり、反国家的な（anti-national）カトリック中央党とドイツ議会におけるSPD（社会民主党）にとっての反抗者であった。祖国党は、戦争の間一貫して、ドイツ国家統一がどれほどあてにならないものであったかのもうひとつの証拠であった。DNVPと祖国党との部分的統合は、戦時のそれらの内在的な分裂状態が戦後の政治体制へともちこまれてゆく徴候であった。DNVPとの統合を避けた祖国党の残りのものは、例えばDAP（後のNSDAP）のように新興の国家主義のグループに吸収されたのである。古くからある国家主義の団体や準軍事的な義勇軍に加えて、この新しい国家主義のグループこそが、より一層戦争体験の衝撃を反映していたのである。

頭角を現すヒトラーとドイツの内情

NSDAPの綱領は、多くの国家主義者が抱く敗戦の屈辱を反映して、ヴェルサイユ条約の破棄と内外へのドイツの力強さの回復とを盛り込んだものであった。綱領に示されたのは、「小人資本主義（small man capitalism）」¹⁶、つまり、ユダヤ的資本主義を痛烈に批判したものであり、国家社会主義の述べる社会主義は反セミニズム（anti-Semitism）と同義であった。駆け出しの政党であったNSDAPにとってヒトラーの演説と宣伝との能力は特筆すべきことであり、そのヒトラーが否定的に対峙したものは、金融資本家と結びついたユダヤ人、ならびにSPDとKPDとの脅威に導かれるマルクス主義であった。多くの新興の「民族主義的（völkisch）」¹⁷国家主義者グループがバイエルンに集結し、バイエルンがドイツの中でも最も右翼的な地域となるのは、当地に、ドイツ初の共産政権（ソヴィエト的共和制）が成立しもなく崩壊した後のことである。

こうして、右翼的なバイエルン州政府は、「ボルシェヴィキの思想（Bolshevism）」¹⁸のいかなる再発をも阻止し秩序を維持するために、絶対不可欠な要因としてSAを含むナチ党自身をみなすことによって、ナチ党を解体することもSA以外の他の準軍備的編成もまた拒否したのである。バイエルン政府のこの動きは、ドイツの連邦構造がナチズムにとって最高の防御になったことを示すものであろう。実際のところ、左翼の中央政府によって北部・中央の各州でナチスが禁止命令にあった時も、バイエルン州の権威者たちの擁護によってナチスは生き延びることが出来たのであった。ドイツにおいてバイエルンの地理的位置は、国境を超えた汎ドイツNSDAPとの接触・連絡を容易にさせた。しかし、別な言い方をすれば、バイエルンはNSDAPの幽閉地（prison）でもあったのである。1923年後半までに、党は約50,000人のメンバーを抱えるまでになっていたが、メンバーのほとんどすべてはバイエルン人であり、総じてバイエルン人社会の幅広い層の代表者であったと言えるものの、未だ選挙へ参加するに至る党ではなかったからである。

¹⁶ Philip Morgan, *op.cit.*, p.36.

¹⁷ *Ibid.*, p.37.

¹⁸ *Ibid.*, p.37.

ドイツの状況は刻々と変化していった。1923年1月にフランスとベルギーの軍隊は賠償金の支払いを強く求めてラインラントの産業地域に侵入し、時の政府の対応からそれは侵略から占領に変わる。この一連の事態は、1923年末までにドイツ通貨の完全崩壊の核心へと至り、ついには、抑えきれないインフレーションのさらなる加速を招いたのである。なお、インフレーションは、中央・東ヨーロッパ諸国すべてにおいてそうであるように、戦後の物資不足の状況下でみられる特有なことであり、決してドイツにのみ特殊な現象ではなかった。何より、インフレーションは、過酷な税を課すよりも紙幣の印刷で歳入・歳出間の欠損を処理しようとしたことに、総じて起因する。ドイツにおけるインフレーションが格段に深刻な状況、つまりハイパー・インフレーションにまで進行した最大の要因は、膨大な賠償金が課せられたことにある。賠償金を支払うために必要不可欠であった輸出の領域において、ドイツ通貨の連続する引き下げが国際市場にさらなる競争を起し、輸入品は必要以上に割高となり、ドイツ国内でさらに値を上げるといふスパイラル状態がおこったのである。

1920年代終わり、世界大恐慌の衝撃を受け、ドイツの経済的な危機は政治の混乱をも誘発し、右翼・左翼、政治的に両極にある急進派にとって好機を提供することになった。つまり、ヴェルサイユ条約という国家的屈辱をすべての悪の根源とみなし、議会制共和国に対して、平価切下げとインフレーションとの責めを負うべきである、と批判する急進派の者たちにとって、1920年代終わりの混乱は、過激な攻撃の諸行動を後押しするものとして作用したのである。

3. ドイツ・ファシズムとナチズムの一整理

ドイツにおけるファシズム国家への初期段階

1923年に共産主義者および国家主義者もまた革命を成し遂げられなかったことは、同年8月に発令された国家非常事態宣言による最終的な権力の軍事使用への移行を示すものであった。しかし、共和国軍への忠誠は、バイエルンにおいては不確かなものであり、むしろ、バイエルン軍および保守的政府（バイエルン政府）ともに中央政府に反対して国家主義のクーデターを欲してさえたのである。

当時、ヒトラーはあることに感銘を受けていた。それは、イタリアにおける国家主義陣営を率いるムッソリーニの指導力と、彼の権力獲得の契機となる「ローマ進軍（March on Rome）」¹⁹時の、地方勢力の利用との2点である。ムッソリーニに見習い、ヒトラーは1923年11月始め、中央政府打倒を目的とするバイエルンの国家主義者の準軍事的編隊を動員した「ベルリン進軍（March on Berlin）」²⁰を支援する旨、バイエルン政府と軍の上層部に圧力をかけた、しかし、ベルリン進軍は州警察によって蹴散らされたのである。

ドイツの状況は、1924年、ドーズ・プランによって悪性インフレは制限された。それまでの絶

¹⁹ *Ibid.*, p.38. 1922年、ムッソリーニがファシスト党を率いて行ったローマ市内の行進のことであり、ムッソリーニ政権誕生時の事件として語られるものである。

なお、政治的経歴の初期において、極めて低い評価しかうけていなかったヒトラーと本気では扱われていなかったムッソリーニに関してラカーは以下のように述べる、「ヒトラーとムッソリーニなしでは、ドイツ・ナチズムとイタリア・ファシスト党との勝利はなかったであろうし、第二次世界大戦の危険を冒そうともしなかっただろう、例え経済的・政治的危機が反議会主義的政府の出現に有利な状況を作り出していたとはいえ、もしもこの時、自らの使命と自己の野望と熱狂を大衆に注入する、自らの能力に確信をもった指導者がいなかったとすれば、こうしたチャンスは、そのまま過ぎ去っていったであろう。同じようにレーニンがいなければ1917年のボルシェビキ政権獲得のチャンスは消えていたであろう。たしかに、こうしたカリスマ的人物の存在は歴史的な偶然であった」。ワルター・ラカー、前掲書、30頁。

え間ないインフレによる危機を乗り越え、共産主義者と国家主義者との革命の失敗を経た後、ワイマール共和国は政治的にも経済的にも一応の安定を示したのである。オーヴァリーによると、この安定は一時的なものであり、特に経済回復は大企業と組織化された労働組合にしか利益をもたらすことがなく、結局のところ、ドイツ社会は依然分断されたままであり、利に取り残された中小企業、手工業者、農民には憤りが広がっていた²¹、とある。

さて、悪性インフレに悩む戦後ドイツの危機の直後に、ヒトラーとNSDAPとはクーデターを実現させることはできなかった。ヒトラーは煽動罪のかどで投獄されるものの、裁判において彼が発言の自由を与えられたことは、彼自身の正当化を可能ならしめたのである。クーデターは試みられたものの政変 (coup) 自体は行われなかったことを主張することで減刑の目的を達したのである。このクーデターと直後の裁判との反響はナチ党にとって思わぬ一大宣伝として作用し、さらに、ヒトラーを国家規模の政治的名士にまで押し上げた、とモーガンは述べる。

こうした政治的視点からのまとめは、同時に1923年までのナチスの概説とも言える。しかし、こうしたナチ党初期の成立過程のみを整理するのではドイツ・ファシズムを語ることにあたわぬものと十分に承知するものの、モーガンを、ドイツ・ファシズムの一般説としてこれ以降のファシズム論の整理への重要な第一歩と捉えたい。さて、ファシズムに関する、山口氏の次の記述に注目したい。「イタリアのファシズムの方が確かに政権掌握においては歴史的に先行したし、それ以降出現する一連の類似の現象に『ファシズム』という共通の呼称が生まれるものにもなったが、それにもかかわらず、この世界史的に全く新しい現象が全面的な展開を見せたのはむしろドイツのナチズムの方ではないかという見解は、少なくとも潜在的には相当の広がりを見せているといえよう」²²。山口氏のこの見解は、ファシズムを検討する上でナチズムがドイツにおいてのみならず世界史的にみても稀有なものであることを示唆するとは読めないだろうか。従って、後にナチズムが全面的な展開を見せる前段階は、まさしくモーガンの示す一般説、つまり1923年までのナチ党にあると言えよう。

以下、ナチズムをファシズム論の中いかに位置づけるかの問題に移ることにしたい。

さて、ナチズムを捉えるファシズム論のひとつは「ドイツ特有の道論」である。フィッシャー、ヴェーラーが主張する「第三帝国はドイツ現代史の中にある」、とするドイツ現代史の連続性から論じたものがファシズム論のひとつである。またひとつには、「ファシズム近代化論」の主張がある。これは、先進資本主義諸国の高度経済成長と国際政治の冷戦から「平和共存」への移行を考察の論点とし、元々はファシズム研究とは関係の成り立ちのない「近代化理論」とファシズム研究が結びつき、ひとつのファシズム論が成立したものである。「ファシズム近代化論」を簡潔に示すならば、「ファシズムの歴史的位置を考える場合に、その国の“近代化”過程との関係でファシズムがどういう役割を果たしたのかに焦点をあてた」²³考察である。代表的研究者であるポイカート (Detlev J.K. Peukert) は、ナチスをドイツの長期的な近代化過程の中に位置づ

²⁰ P.Morgan, *op. cit.*, p.38. 当該詳細に関しては、テラー&ショーに従いまとめておきたい。すなわち、ミュンヘン一揆においてヒトラーは州総監カールと始めとしてロツソウ、ザイサーの3人にこの一揆に強力することを宣言するよう強要した。カール総監は一度同意した宣言を結局拒否し、一揆は未遂におわることが決定的となった。しかし、軍部を指揮していたルーアンドルフ將軍はこの事態に深入りしすぎており、一揆を貫徹するようにヒトラーに説いた。翌日ヒトラーは2000人の支持者とともにミュンヘン市中央部のオデオン広場に行進を開始したが、それを州警察が武装で阻んだ。テラー&ショー、前掲書、218頁、参照。

²¹ リチャード・オーヴァリー、前掲書、12頁、参照。

²² 山口、前掲書、(『ファシズム その比較研究のために』)、20頁。

けた。すなわち、1920年代の急激な近代化過程の中で、社会全体が体験した近代化に対する不安のなかに原因をさぐり、ナチスが示した理想像の中にある近代的な性格を強調し、ナチスを「近代の病理と歪み」を体現するものと規定したのが代表的ファシズムの「近代化論」と言えよう²⁴。

さらにまた、『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』を中心とした理論でフランス第二帝政とドイツ第二帝政に歴史的素材を求め、ファシズム論への導入をおこなった「(ファシズム)ボナパルティズム論」がある。代表的研究者はA・タールハイマー、O・バウアー、L・トロツキー、他、A・グラムシ²⁵があげられるが、個々の研究主張は同一ではないために一般的な概念だけを示しておくことにしたい。クーデターによって独裁者となりフランス第2帝政を開いたナポレオン三世の「階級均衡」を基本とする統治・国家形態、すなわち危機の局面に現れるボナパルト的独裁体制である「ボナパルティズム」のファシズム(イタリア・ファシスト、ドイツ・ナチズム)体制への理論的な導入を行ったものである。

さて「代理人テーゼ」「社会ファシズム論」を含めて²⁶、ディミトロフ・テーゼとして名高いコミンテルンのファシズム論を次節においてまとめ、提示することにしたい。

コミンテルンにおけるファシズム論

1920年代におけるファシズム論は大別して、2つの理論²⁷の対抗がみられる。以下、山口氏に依拠し一定の整理を行うと、ひとつは、ファシズムを誕生させたそれぞれの国固有の諸事情、および歴史の観点から説明しようとする「民族ファシズム論」であり、今ひとつが特定の国という枠を超えた「時代の性格を示す性格」をもった現象として、ファシズムを捉えるという見解である。ただし、イタリアに続くナチズムの「ヨーロッパにおける二番目のファシズム運動の成功」によって、国固有の諸事情から論じられる「民族ファシズム論」は結果的に無効のものとなる、とするA・クーンの見解を示す山口氏は、同時に、この見解に対して、この2つの理論の各把握における対抗という軸は、前提としてコミンテルンを中心としたマルクス主義のファシズム論の隆盛について語られた後に示されるべきであろう、と異論を提示する。

1919年にイタリア・ファシズムの台頭(ファシスト党の組織化)と、同年にモスクワにおいて結成されたコミンテルンを中心に展開されたのが、マルクス主義のファシズム論である。ファシストもしくはファシズム運動を、「独占資本」「金融資本」「大ブルジョアジー」の単なる「手先」「代理人」とみなしたり、極端な場合はファシズムを「資本主義」そのものと事実上同一視した

²⁴ 同書、269頁。山口氏は当箇所において多義的な「近代化」を細分化し限定的意味あいの下にまとめ、かつ問題点、ジレンマを指摘する。(268頁-274頁を参照。)また、「近代化テーゼはイタリアのファシズムの自己理解からきたものである」、との一文から「近代化テーゼ」の緒論の整理を始めたヴィッツパーマンは、「近代化というテーゼはいわゆる『オーラル・ヒストリー』の歴史家たちによって認められているらしい」、と述べるものの、必ずしも統一見解は確立されておらず、研究者によって様々な見方が存在することを詳細に指摘する。ヴォルフガング・ヴィッツパーマン(Wolfgang Wipperman)、林巧三・柴田敬二訳、『議論された過去 ナチズムに関する事実と論争』未来社、2005年、24-32頁、を参照。

²⁵ デートレフ・ポイカート(Detlev J. K. Peukert)、小野清美・田村栄子・原田一美訳、『ワイマル共和国—古典的近代の危機』名古屋大学出版会、1993年、261-273頁、に負う。

²⁶ グラムシの指摘する「補助的勢力」に関して、山口氏によると、「この補助的勢力がファシズムの中間層問題につながることは自明であろう」と述べる。山口氏はグラハムの歴史感覚の極めて優れたことを認めるも諸理由から注にまわしたと記すものの、ナチズム研究への重要な視角として注目に値しよう。山口、前掲書(『現代ファシズム論の諸潮流』)、143-144頁。

²⁷ 厳密には、「コミンテルンのファシズム論」と「マルクス主義者のファシズム論」として区別すべきであろうが、本稿では一視角として包括的に整理した。

²⁸ 山口、前掲書(『現代ファシズム論の諸潮流』)、7頁。この2つの理論は、A・クーンの「年代記敵=歴史的整理」の分類方法に従うものである、と山口氏は述べる。

りする、いわゆる「代理人テーゼ」²⁸と称される理論である。特に、コミンテルン内において、ファシズム論をめぐって対立的な2つの傾向のあることが明らかとなる。

ひとつは、ファシズムの大衆運動、党、指導者が「独占資本」「大ブルジョアジー」に対して自立的な存在であるとするもので、「自律的」ファシズム論と呼ばれ、それに対して、上述の「資本主義の代理人」であるとするのが、「他律的」ファシズム論である²⁹。前者のファシズム論はコミンテルン第4回大会での見解に象徴され、第5回大会を過渡期とし、第6回大会以降、ファシズムの運動体としての「自律性」を否定し、ファシズムを「ブルジョアジーによって作り出されたブルジョアジーの道具」³⁰、「手先」等の「代理人説」が確立する。その後、1935年の第7回大会での「ディミトロフ・テーゼ」の定式化の中、「他律的」ファシズム論に収斂するのであるが、このテーゼによってファシズム（コミンテルンにおいて、ドイツ・ファシズムをドイツ・ナチズムと限定したものではなかった）の大衆運動・イデオロギー支配の軽視を招くに至ったことは言うまでもなからう。

「ディミトロフ・テーゼ」において「他律的」ファシズム論以外に見落としてならないのが、コミンテルン第6回大会以降のひとつの特徴である「社会ファシズム論」の主張である。すなわち、ドイツにおけるファシズムは、そのヒトラー的形態が、われわれの党（KPD）の活動の影響のもとにみたところすでに後退を開始している。しかし、ドイツにおける自らファッショ化しつつあるブルジョア独裁 - それはブリューニングと社会民主党によって実現されつつある - は、（中略）そのまま定着しかねないのである。」³¹「ドイツにおいては、一ドイツの党の中央委員会が正しく性格づけているように - ブリューニング政府が、ファシズム独裁を遂行する政府となっている。しかし、社会民主党は、ブリューニング政府によるこの使命の遂行に際して最も活動的な勢力である」、と、マヌイルスキー（1931年コミンテルン執行委員会第11回総会の総書記）が発言したように、コミンテルン内での主要な見方は、社会民主党をファシズムの“水先案内人”としてばかりでなく、「公然たるファシズム独裁の一要素」とするものである。加えて、「社会民主主義の公式のイデオロギーである階級協調は、ファシズムのイデオロギーとの幾多の接触点を有している。統一戦線のスローガンは“下からの統一！”である、社会民主主義とくに左翼SPDはドイツ・プロレタリアートの革命的解放闘争における主要な障害」³²であると強調した。従って、ブルジョアジーに対する「階級闘争」の主要な敵は、ファシズムであり、ファシズムとみなした社会民主党であったのである。この「階級闘争」はコミンテルンのファシズム論の重要な支柱であった。

「社会ファシズム論」という、いわゆる誤謬の見解は、その後も継続し、1934年1月、社会民主党の亡命主導部が「プラハ宣言」、すなわち、「労働運動内部の相違は、敵の存在そのものによって解消される。分裂の根拠が無に近くなる。（中略）社会民主党員であろうと共産党員であろうと、はたまた無数の小党派の一員であろうと、独裁に敵対する者は、闘争の中で闘争の条件そ

²⁸ 同書、13頁。

²⁹ 「自律的」と「他律的」とは、A・クーンの最も重要な対概念として示されるものである。そこで実際に現実に問題にするのは、「資本主義」と「ファシズム」の関係である。端的に言って、「ファシズム」が「資本主義」によって規定されている面を強調するのが「他律的」ファシズム論であり、逆に「ファシズム」によって「資本主義」が規定されるのが「自律的」ファシズム論である、と山口氏は示す。同書、19頁。

³⁰ 同書、59頁。

³¹ 同書、35頁。以下「統一戦線のスローガンは“下からの統一！”」の引用まで、すべて同書35-38頁に負う。

³² 富永幸生・鹿毛達雄・下村由一・西川正雄、『ファシズムとコミンテルン』東京大学出版会、1978年、194頁。

のものによって等しく社会主義革命家になる。労働者階級の統一は歴史そのものによって否応なしの事柄となる」、³³と発表した時に、「社会ファシズム論」は最後の頂点をむかえるのであった。1934年の少なくとも前半、コミンテルンの社会民主党観は、その見解の転換を明示されなかった³⁴。実際のところ、国会炎上事件によって共産党（KPD）の弾圧が始まり、引き続き、社会民主党（SPD）および「改良主義的」労働組合が弾圧される事態に至ってもなお、コミンテルン＝KPDの「社会ファシズム論」は揺らぐことはなかったのである。

しかし、共産党（KPD）の「階級対階級の闘争」の頂点が、ベルリン交通労働組合ストライキの1932年11月にあったとするならば、そのわずか2年後、1934年後半にはコミンテルン第7回大会の延期を決定せざるえなかったことにも窺えるように、ナチス＝ファシスト独裁を打倒する見通しが急速に薄れるに至り、「社会ファシズム論」は終焉をむかえたのである。

さて、「ナチスを過少評価した」³⁵のはコミュニストの「特権」ではなかった、³⁶と述べる西川正雄氏は、こう付言する。「1933年1月のヒトラーの政権獲得は、後になってみれば、資本主義社会の新しい暴力的支配体制の樹立を画するものであり、国際政治の面でも、第二次世界大戦を殆ど不可避にするような要因の誕生を意味していたことが明らかである。しかし、当時、そのようなものとしてファシズムの本質を捉えきった者はいなかったのではなからうか、」³⁷と。

ともかくも、コミンテルンと共産党（KPD）とが、「ファシズムに対抗する闘争戦線を社会民主党系の労働者と一緒になって作り出すという課題を前面におしださねばならない」³⁸と宣言することで、“社会民主党ではなくファシズムこそが敵だ”、という遅きに失した認識を1934年10月の合同会議で公式に確認した時、すでに打開策は残っていなかったのであった。

II. ドイツ現代史におけるナチズムの位置づけ

1. フィッシャーの連続説

ナチズムを捉えるファシズム論は前述のように、いくつかの代表的な見解としてまとめることができよう。しかし、そのひとつであるフィッシャーおよびヴェーラーの主張するドイツ現代史の連続性を論じた「ドイツ特有の道論」は、当該ファシズム論のみならず、ドイツ現代史におけるナチズムの位置付けとしてもまた、ナチズム研究にとって不可分の前提をなすものと言えよう。従って、以下、フィッシャー、ヴェーラーの連続説を概観して、一定程度のまとめを提示しておきたい。

³³ 同書、232頁。

³⁴ 山口氏に従い補足をを行うと以下ようになる。戦後、1955年に発表した「共産主義インタナショナルの歴史に関するいくつかの問題」の中で、1926年拡大執行委員のひとりであったトリアツティは、第6回大会から第7回大会にいたるコミンテルンの「立ち遅れと誤謬」であったと語る。そして、「主としてファシズムの脅威について時期に適さない不完全な評価と、その結果、行動の統一と社会民主主義の諸党に対してとるべき立場の問題の間違った提起にはっきりあらわされていた」と続け、さらに、「わたしは、社会民主主義を社会ファシズムと規定したことが、最も重大な誤りだったと思う」と述べる。同書、49-50頁、注(15)を参照。

³⁵ 富永幸生・鹿毛達雄・下村由一・西川正雄、前掲書、200頁。

³⁶ コミンテルン内で、ナチスを過小評価した事実があるとはいえ、ナチ党躍進の懸念が皆無であったわけではない。「1931年9月のハンブルグ市議会選挙の際、コミンテルン・ドイツ支部のテールマンはSPD最大の牙城であるこの大都市で同党が後退し、KPDが前進している点を高く評価しようとした。だが、彼自身の言葉によれば、『ナチスの木を見てSPDの森を見ない』、とあるように、ナチ党の躍進を憂慮する意見は、党内の最高幹部の間にも当然のことながらあったようである」。同書、245頁。

³⁷ 同書、289頁。

³⁸ 同書、245-246頁。

さて、ドイツ現代史研究においてナチズムの位置づけに関する問題は、ナチズムを特異な現象とみなすことでドイツ史の断絶であるとする見解と、ドイツ史の連なりの中に収めるべきだとする所見との、相対する2つの歴史認識の下で考察され論じられてきた。前者は、第二次大戦直後から1960年代までの中心的な見解であり、『ドイツの悲劇』³⁹の著者であるフリードリヒ・マイネッケ (Friedrich Meinecke)、および、ゲアハルト・リッター (Gerhard Ritter) が代表的論者であった。60年代まで、(西)ドイツの歴史家たちは、「ルターもしくはフリードリヒ大王とビスマルクで始まりヒトラーで終わった『ドイツ特有の道 (deutscher Sonderweg)』なるものは存在しない」との統一見解に立脚していた。すなわち、「どのみち12年間“しか”つづかなかった第三帝国は、ドイツ史のなかでいわば一種の企業災害のようなものである」⁴⁰と見られていたのである。1960年代半ば以降、社会の風潮・学会の傾向に変化が生じ始め、新見解が台頭してくる。その代表的論者がフリッツ・フィッシャー (Fritz Fischer) である。彼の学派の問題提起は、いわゆる「フィッシャー論争」とよばれ、ドイツ現代史研究の中に大きな波紋を投じることになる。

「フィッシャー論争」⁴¹を端的に言えば、「戦争責任問題から始まり、戦争目的の連続性および支配勢力の連続性」⁴²を表したものである。まず、フィッシャーは論争への経過をこう述べる、「1945年以降、西ドイツの歴史専門家たちは、ドイツ史の一連の経過の中で、他に比類無い現象として第三帝国の研究に専念してきた。従って、ナチズムをドイツ史の不連続として捉える見解⁴³は、フィレット・スターン (Firez Stern) の言葉を借りることで、ヒトラー帝国の12年を近代ドイツの『事故または脱線 (Betriebsunfall)』という観点から解釈することは可能であるが、第一次世界大戦に関する戦争目的の論争は棚上げされたまま、手さえつけられていなかった。そこで、私が1961年私の本の序文で第二帝政期を回顧しつつ、ワイマール期、そしてヒトラーの帝国期と近代ドイツ史における連続性問題を言及した後、やっと、この問題は論争の場にあがったのである」、⁴⁴と。

実際のところ、第一次世界大戦直後のドイツの歴史学会は、戦争目的を論じることよりむしろ、過酷な賠償問題の根拠ともなったドイツの戦争責任をめぐる、「ドイツが行ったのは防衛戦争であり、ドイツに一方的な責任のない」ことを証明しようと総力をあげて努めたのである。こうした動きを受けて、西欧の多くの歴史家もまたドイツに同情的な所見を示し始めた。こうして、

³⁹ ゲアハルト・マイネッケ、矢田俊隆訳、『ドイツの悲劇』、中央公論社、1974年。

⁴⁰ ヴォルフガング・ヴィッツパーマン (Wolfgang Wipperman)、林巧三・柴田敬二訳、『議論された過去 ナチズムに関する事実と論争』未来社、2005年、17頁。

⁴¹ フィッシャーの研究に対して、ハフナーは1989年、自身の本の中で以下のように記述する。「20年前にはまだ、第一次世界大戦の勃発については、自由に語るができなかった。それというのも、当時にはなにもかもが、いわゆる戦争責任問題を中心に動いていたからである。1920年代には、ドイツのほとんどすべての現代史叙述は、戦争勃発の責任がドイツになかったことを証明するのに力を注いでいた。そして60年代ははじめになってようやく、ハンブルクの歴史家フリッツ・フィッシャーの大胆な業績が現れ、このテーゼを揺さぶった。今日では『フィッシャー論争』のおかげで、この問題については、以前よりはいくらか自由に語るできるようになっている」と。セバステイアン・ハフナー (Sebastian affrer)、山田義顕訳、『ドイツ帝国の滅亡 ビスマルクからヒトラーへ』平凡社、1989年、18頁。

⁴² 村瀬興雄、『ドイツ現代史』東京大学出版会、1954年、174-175頁。

⁴³ 戦後、第三帝国・ヒトラーをドイツ史の中から切り離して考えようとする傾向 (不連続説) が主流であったのは、とりもなおさず、特にヒトラー独裁後半期のトラウマに裏打ちされたものであったと言えよう。(前述、注3を参照) 戦後のナチ党に関連する動きを望田氏に従いとめるところである。「社会主義帝国党はナチ党の後継組織たることを自認していた、それは、ヒトラーを賛美している点からも明白である」として、1952年、社会主義帝国党 (党員に元ナチス党員を多く含む戦後の党) は禁止されるに至る。この後も極右翼党・グループの活動禁止や出版物の発禁処分が相次ぎ、60年代初頭までは極右翼にとって「冬の時代」が続く、と。(望田幸男、『ネオナチのドイツを読む』新日本出版社、1994年、21-22頁。) 従って、1960年初頭まで主流であった不連続説は、ニュートラルな検討においてというよりも、まだ生々しいドイツ国民の心情を映し出す「冬の時代」にその因の一端をみることができよう。

⁴⁴ Fritz Fischer, *From Kaiserreich to Third Reich*, Boston & Sydney, 1986, p.33.

国際的な学会の共通理解は、ドイツの単独責任を否定し、ドイツは望んでいない戦争に引きずり込まただけなのだ、とするものにまとまってゆくのであった。

「自分達の常軌を逸した戦争目的を、すべての政党が忘れ、ヴェルサイユ条約の中に不正義の権化をみていた」⁴⁵と、ヴォルフラム・フィッシャーが言うように、ドイツに課せられた過酷な戦後賠償問題は、ドイツの社会・経済へストレスを与えたのみならず、ドイツ史へのナチズムの位置づけに関してもまた、影響を与えたとみることができるであろう。

さて、「フィッシャー論争」が、戦争責任を論じることから始まり、たんに「戦争目的の連続性」のみの議論に終始したのではないことは、次にあがった問題に示される。すなわち、第二帝政から第三帝国にかけての「支配勢力の連続性」が、次の問題として議論の溯上にあがったのである。この問題についてのフィッシャーの見解は以下である。つまり、軍事権力・外交部門を支配していた伝統的な農業主と産業的権力を握るエリート集団、いわゆる、「民族国家遺産の連続性を象徴していた」⁴⁶それらとナチズムとの結びつきなしには、「第三帝国」も、それに関連する第二次世界大戦とのどちらも起こりえなかったであろう、と。従って、フィッシャーの主張は、第一次世界大戦の戦争責任（バルカンの紛争を世界戦争に転換させた）・目的（ドイツの支配者層は覇権主義的領土拡張政策を追求していた）を指摘しつつ、ドイツ現代史の連続性の中にナチズムを位置づけることであった。

ドイツ史の連続性問題を説明するためにフィッシャーが言及した、第一次世界大戦と支配者層と関連を示す要点 (pertinence) はこうであろう。すなわち、第二次世界大戦と第三帝国とは、第二帝政期の一部の上流階級 (optimates) が第一次世界大戦の結果を受け入れ拒否したことに起因するのであって、主として第一次世界大戦の反作用⁴⁷として理解されなければならない。こうして、ドイツの支配的エリートたちが近代社会の中で直面する歴史的・政治的現実を誤解したのだとする、エリートの役割、換言すれば権力構造に要因を見出すフィッシャーはこう続ける。「『誤謬または幻想の連続性 (continuity of error or of illusions)』は、第二帝政 (Kaiserreich) と第三帝国 (Hitler's Reich) というふたつの巨大な複合体の期間に要約されるかもしれない」⁴⁸、と。

加えてフィッシャーは述べる。「第二帝政期の支配勢力は、急激な工業化時代における社会的

⁴⁵ ヴォルフラム・フィッシャー (Wolfram Fischer)、加藤榮一訳、「ヴァイマルからナチズムへ ドイツの経済と政治1919-1945」みすず書房、1982年、7頁。

⁴⁶ F. Fischer, *op.cit.*, p.97. "represented the continuity of the national-state legacy"

⁴⁷ フィッシャーの述べる「第一次世界大戦の反作用」と同様の見解が、第二次世界大戦を記述するゴロ・マン (Golo Mann) の一文にもうかがうことができる。それはこうである。「戦争のはじまる前からナチスの合言葉は、『ヒトラーはドイツであり、ドイツはヒトラーである』というものであった。ヒトラー、ナチス・ドイツ、ドイツ—この3つのものは連合国にとって同一のものだと思われていた。しかし、これはヒトラー登場のずっと以前から同一のものなのだ。第二次世界大戦は第一次世界大戦の延長で、ヨーロッパおよび世界の大半に支配権を勝ち取ろうとする、長期間にわたる一連のドイツの試みの最後の一环にすぎない。真の敵は“ドイツ軍国主義”で、単なる一人の人間ではなく、これを絶滅することが問題なのだ。参謀本部と国民の支持が無い限り、一人の人間があのような不幸なことをなすの道理はない。大切なのは1918年の誤りの繰り返しを避けることだ。1945年、ドイツはヒトラーの望む限り、できるだけ長く戦ったのち、連合国の望んだ通り無条件降伏した。双方も望みは果たしたわけである。“1918年11月9日”は繰り返されなかった」。ゴロ・マン、上原和夫訳、「近代ドイツ史2」みすず書房、1979年、304-320頁に従う。第二次世界大戦に関して、ヒトラーの役割・責任について様々な見解があることは十分に承知するものである。しかし、ゴロ・マンの当見解は、ヒトラー・第三帝国をドイツ現代史の連続として捉えたものと読むことはできないだろうか。また、第二次世界大戦とヒトラー、および国民との関連に関するゴロ・マンの見解を付記しておきたい。「ドイツ人は戦争を信ぜず、望んでもいなかった。かれらは服従したのだ。彼らがヒトラーを選んだのは彼が戦争をするためではなく、経済危機の苦しみから自分たちを救い出すためだった。第一次世界大戦と同じように第二次世界大戦も経済危機とは関係がなかった。これは時代に逆行する偶然だった」、と。同書、284頁。

⁴⁸ F. Fischer, *op.cit.*, p.97.

変化を回避するために、彼らの社会的特権である地元での地位へ固執したのみならず、緊急時に海外への軍事拡張を訴える姿勢を持ったことによって、結果的に、破滅を決定的なものにしたことを認めようとしなかった。同時に、彼らは、ヨーロッパ近隣国もUSAも、軍事的拡張を基礎とするドイツの覇権を決して快諾しないことを理解できないでいた。こうして、支配勢力が認めることも理解することもできずにいた多面的な相互作用の中から、二つの壊滅的な世界戦争は現れたのだ⁴⁹、と。

フィッシャー論争が台頭して以降、ドイツ国外で研究生活をおくるドイツ人歴史家たちは、ドイツの歴史記述における「復古 (restoration)」段階の結論を特徴づけるものとして「連続問題」を見始め、一貫した歴史的単位として1871-1945年を理解し始めたのである。

ところで、フィッシャーが決して一面的・断定的に「連続説」を述べるのではない。注目すべき指摘はこうである。すなわち、「確かに最も決定的な不連続として、最も小さな単位、1888-90年、1918-19年、または1933年を、分かれ目 (caesuras) ・分岐点 (watersheds) と定めるよりも、もっと決定的なものとしてプロイセン・ドイツ帝国の75年は、これらのターニング・ポイントまたは激変を暴露しながら、1866-71年に先立つドイツ、つまりドイツ人の連邦 (Germanic Confederation) と、1945-49年以後のドイツ、この双方いずれからみてもくっきりとした浮き彫り (sharp relief) として際立っている」⁵⁰、と。

後に、連続性の立証は、方法的に2つの形態として現れる。1. 対外政策と外交上の諸伝統・諸戦略に立脚する、例えばアンドレアス・ヒルグルーバー (Andreas Hillgruber) によるもの、2. 社会・経済的構造そして宗教上と政治的思惑 (ideas) との領域を強調したハンス・ウルリッヒ・ヴェーラー (Hans-Ulrich Wehler)、ユルゲン・コッカー (Jurgen Kocka) によるものである。

2. ヴェーラーの連続説

ドイツ現代史においてフィッシャー論争を踏まえつつ、ドイツの社会・経済構造の連続性に注目したのが、ヴェーラーである。ワイマール共和国期のアカデミー左派であったケーアの見解を受け継いだものとして、ヴェーラーとフィッシャーとは広い意味で共通の基盤に立っていた。ただし、すべての内治外交政策を説明するフィッシャーとヴェーラーとの力点は異なっていた。フィッシャーが歴史的事実そのものの真相を解明することに主力を注いだのに対して、ヴェーラーは「社会帝国主義論」、すなわち、「ドイツ帝国における軍部・ユンカー的で専制的な前近代的な政治体制の存在と、そのもとにおける経済的な近代的進化とのあいだに矛盾と緊張とが生まれたことを強調し、その緊張を内政上では専制的統治者の鉄腕によって抑えつけ、国内に蓄積された不満のエネルギーを対外侵略へと誘導した」⁵¹、とする理論から直接に導き出そうとしたのであった。

また、第一次世界大戦に至る見解に対しても相違がみられる、両研究者の主張はこうである。外交史の分析を基礎とするフィッシャーが、帝国ドイツ政府の侵略主義的政策によって第一次世界大戦に至ったのだ、と主張するのに対して、19世紀後期のドイツが急速に工業化し経済的近代化の道を歩みつつあったものの、社会・政治的近代化は遅延という跛行的進展状況から侵略主義的政策へ至り、第一次世界大戦へと突入したのだ、とヴェーラーは主張する。

⁴⁹ Ibid., p.98.

⁵⁰ Ibid., p.33.

⁵¹ 村瀬、前掲書、177頁。

こうした見解の相違があるものの、「ドイツ史の結節点は1933年にある。これを説明するためには、第一次世界大戦の敗戦後の多くの問題を考察するのみならず、一群の長期的に作用する歴史的な諸負担をもさかのぼって考察しなければならない。そして、帝国官僚制や陸軍、教育制度や政党制度、さらに経済や利益諸団体等々における連続性が明らかに優越したことの結果として、少なくとも、伝統的な権力エリートがヒトラーのために鎧をつけてやるのが可能になったのであった。こうして、1933年には、1918-19年の諸政策決定のコストが夢想だにできなかったような、ついには全世界を蔽うような規模にまで拡大し始めたのである」⁵²、と述べるヴェーラーの見解は、おおむねフィッシャーの連続説と共通の基盤にたつものであった、と言えよう。

3. 小括

さて、現代ドイツ史の連続性を主張するフィッシャーの指摘において、注目したいのは以下の言及である。すなわち、「連続説が同一性と等値されるべきでないことは、力説しても過ぎることはない。とりわけ、連続性は間断なき同質性 (unbroken homogeneity) では決してない」。⁵³連続=同一ではないことを、フィッシャーは具体的に以下のように述べる。

「帝国ドイツ (Imperial Germany) は、包囲網をしく軍事国家 (state of siege) であった第一次世界大戦下においてでさえ、歴史的に有名な自由主義の起源を持つ合憲の法治国家 (Rechtsstaat) であった、それに対して、ヒトラーのドイツは、法治国家であることを完全に放棄していた」⁵⁴、と。

従って、ナチズムをドイツ現代史の連続に捉える氏の説を、フィッシャー自身の言葉を借りて要約すると、「第二帝政期の様々な欠陥と権力構造が、脈々とワイマール共和国の基盤に残存し、急激な社会変化の中、適切な変容・対応なきままに過ぎたことが、ヒトラーの帝国 (第三帝国) へと道を作ったのだ」⁵⁵、となるであろう。

Ⅲ. 地方自治と財政史とにみるナチズムの連続性 - ハンスマイヤー説を中心として -

ハンスマイヤー説への注目

ナチズムの連続性が示されるのは、ドイツ現代史という大きな潮流の中のみではない。より限定的な事象においても明示される。その一例が、ワイマール期の財政 (政策) 史を中心課題としてまとめるハンスマイヤーの見解である。本稿の最後に、ハンスマイヤーの研究過程を概観することで、ワイマール期の財政政策とナチズムとの関連をまとめてみたい。

さて、敗戦によって疲弊した経済、および苛酷な賠償問題等々、ワイマール期の財政政策は何よりも財源の確保を第一の目的としたものであった。財源を確保する方策は、税金の徴収と公債

⁵² ハンス・ウルリヒ・ヴェーラー (Hans-Ulrich Wehler)、大野英二・肥前榮一訳、『ドイツ帝国 1871-1918年』未来社、1983年、324-325頁。

⁵³ F. Fischer, *op.cit.*, p.98.

⁵⁴ *Ibid.*, p.98.

⁵⁵ フリッツ・フィッシャー、村瀬興雄監訳、『世界強国への道 I』岩波書店、1972年。

⁵⁶ 本節で扱う中心文献は以下のものである。K.-H.ハンスマイヤー (Karl-Heinrich Hansmeyer) 編、廣田司朗・池上 惇監訳、『自治体財政政策の理論と歴史-ヴァイマール期を中心として』同文館、平成2年。ただし、当該文献は、ハンスマイヤーを含めて以下に記す3名の研究者の論文を編集されたものであるが、各章の著者を明らかにされていないために、本節における見解の提示はハンスマイヤーを代表して行うものとする。著者: Gisela Upmeyer, Josef Wysocki, Hermann Dietrich-Troeltsch.

発行である、とハンスマイヤーは述べる。前者を財政調整（法）、後者を自治体公債発行、として両視点からハンスマイヤーの財政史⁵⁶を概観することしよう。

概観に先立って、ひとつ確認しておかねばならないであろう。それは、ハンスマイヤーがワイマール期の財政政策を概観する際、「ゲマインデ」、⁵⁷を自治の担い手とみなしていることである。ドイツにおける重層的構造、すなわち、最大の単位としてのライヒ、最も基礎的単位であるゲマインデ、中間権力としてのラント、シュタット、クライス、これらそれぞれがある意味独自の思惑を持ち、往々に対立的であったことが、検討上の前提になることをハンスマイヤーは示すのである。

ドイツの重層的構造を考え合わせつつ、以下、前述の二つの視点をまとめることにしたい。まず、前段では、「ぬきんでた財政政略家」⁵⁸とハンスマイヤーが高く評価するエルツベルガーとラインホルトとの財政政策を概観する。加えて、続く後段では、自治体の公債発行の状況を概観し、ワイマール期における財源の確保に関する諸問題を前段同様にハンスマイヤーに従いまとめることにしたい。

1. 財政史のまとめ

エルツベルガーの財政改革

財政政策の特徴は、概して中央集権的または地方分権的のどちらかに分けられる。まず、1919年に先立つビスマルクの第二帝政においては、財政政策的な地方自治が容認されていた。つまり、第二帝政における財政政策は地方分権的であったと言える。それに対して、ワイマール共和国において、最初の政党内閣で指揮の一翼を担った中央党のエルツベルガーの財政政策に対する理念は、「公共財政制度の機構を、ドイツ国家の構成要素の一つに仕上げる」⁵⁹ことだった。つまり、極めて中央集権的なものを目指したのである。1920年3月30日の州税法によるエルツベルガーの財政政策は、それまでゲマインデの収入体系の基礎的な租税である所得税の処分権限を、ゲマインデから取り上げることであった。従って、財政運営の核心部分から、地方自治の担い手であるゲマインデの自立的歳入決定権を排除するという、財政の中央集権化を意味していたのである。戦後の賠償問題を考慮すると、中央政府への財政政策上の権限移譲はいたしかたないものとはいえ、賠償支払いに起因する苦境が強制した権限の移譲は、強制力が消え去った後も残り続けた、とハンスマイヤーは述べる。

さて、エルツベルガーの信条である「ライヒの財政政策上の優位」⁶⁰のもと、さらなる改革は所得税付加税権に関する財政調整であった。つまり、中央の法規制から排他的に留保されている自治体の所得税付加税権を排除し、当然の帰結として生じる自治体財源の不足は財政交付金で埋めるとされたのである。付加税（Zuschlag）とは、第二帝政期の仕組みの一つであり、従来、付

⁵⁷ 本文ではこう述べられる。「なぜ憲法は制度的に保障された自治に対して、一定の新しい内容を与えるような試みを行わなかったのかを問うとすれば、ドイツ連邦の最大規模のプロイセン州における最も重要な自治体連合の態度を知れば、答えは一つしかない。すなわち、新しい内容は何もなかったのだ。地方自治は共和国における自治体の最上位の代表者たちの意思に基づいて、すでに帝国において存在していたものであった。地方自治は、長期にわたる歴史的な発展過程において自己の所有の課題をすべて持ち続けた。依然として、ゲマインデはとりわけ物的・实际的な行動活動の担い手としてあらわれた」。同書、23頁。

⁵⁸ 同書、143頁。

⁵⁹ 同書、49頁。

⁶⁰ 同書、51頁。

加税徴収の権利はゲマインデにあった。これに対して、財政交付金（Zuweisung）とは、ライヒからの一方的に交付されるものである。自治体の付加税権の排除という財政政策に関して、ドイツが内包する分権主義を示す対立が表面化する。すなわち、プロイセンとバイエルンとの際立った対立が見られたのである。プロイセンはエルツベルガーを改革担当大臣として支持し、原則的にライヒの主張に賛同したのに対して、反対意見を明白に表明するバイエルンは、独自の税に関するゲマインデの権利を保障しようとした唯一の州であった⁶¹。

以後、最悪のインフレーションに起因する、行政内部の賃金・給与および生活保護、福祉事業と多岐にわたるゲマインデの窮乏化に対して、ライヒは1923年6月23日付け財政調整法の採択をもって援助を行った。深刻化するインフレーション期の窮乏を回避するために、支出引き締めをラント、ゲマインデの責任で行うことを意味するのが、1924年の第3次租税緊急令である。こうした度重なる財政調整はそれ以後も総じて暫定的なものであった。しかし基本的に、付加税徴収権の排除は、ワイマール初期のエルツベルガー改革時のまま固定的であり復権することはなかった。ただし、1930年12月1日の緊急令において、ある意味、付加税徴収権の代替としてみなされた市民税徴収権をゲマインデに認可したのである。以上、ハンスマイヤーが述べるように、財政の中央集権化が強力に推進されたワイマール前期のゲマインデにとって、財源の自主権確保は切実な要求であった。こうしたゲマインデの要求は、ハンスマイヤーの言葉を借りれば、「ゲマインデのエゴイズム」⁶²と表せよう。つまり、戦後の賠償金支払いという大局的な問題に対する視野狭窄であったと言えるであろう。しかし同時に、地方自治の公的機能に関するライヒの見落としもまた、指摘されなければならないと思われる。

ラインホルトの新たな財政政策

ドイツ経済は通貨安定以後次第に改善していったものの、1925年から1926年にかけて再び突然に悪化した。ドイツ工業生産指数は全体で81.1から77.9へ、生産財79.6から77.1、消費財85.1から80.1へ、卸売物価指数は141.8から134.4へと軒並み下落を示す。（表1、表2を参照）

当時、ライヒ蔵相であったペーター・ラインホルトの財政政策上の基本原則は「赤字の限界ぎりぎりまで」⁶³というものであった。すなわち、給料・賃金の上昇によって国家は国内購買力を高め、大規模な公共投資によって経済に「活を入れる」、それによって最も確実にドイツの状態を改善すべきだ、というのが彼の目標であった。いわゆる、フィシカル・ポリシー（fiscal policy）の採用である。さらにラインホルトの政策には、自主的な信用操作をするマネタリズム（monetarism）の要素も含まれていた。

⁶¹ 当該事項と関連する一例として、武田氏の次の一文をあげておくことにしたい。「1928年から30年にかけてのラント間会議の場で、バイエルンは連邦主義的憲法改正案を主張したひとつとして財政配分の見直しを求めたものである。憲法8条上のライヒ優先的租税権の規定を、ライヒ、ラント間対等なものにすることを要求したのである。ただ、結局このバイエルンの首長は孤立に終わるのだが、何よりも、このような連邦主義的主張の悲劇は、バイエルンの首長がワイマール政府転覆の動きと堂位置しされたこと。また、ライヒとラントとの政府間関係が、プロイセンとバイエルンとの対立に解消されがちであったことにある」武田公子、『ドイツ政府間財政関係史論』 勁草書房、1995年、187-188頁。

⁶² ハンスマイヤー、前掲書、127頁。

⁶³ ハンスマイヤーは、当該セリフが、1926年11月9日のライヒ議会でのラインホルトの演説であったことを付記する。同書、149頁。

表1 ドイツ工業生産指数 (1928年=100)

| 年 | 全体 | 生産財 | 消費財 |
|------|-------|-------|-------|
| 1924 | 69.0 | 64.6 | 80.9 |
| 1925 | 81.1 | 79.6 | 85.1 |
| 1926 | 77.9 | 77.1 | 80.1 |
| 1927 | 98.4 | 96.8 | 102.5 |
| 1928 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

表2 卸売物価指数 (1913年=100)

| | |
|-------|-------|
| 1924年 | 137.3 |
| 1925年 | 141.8 |
| 1926年 | 134.4 |
| 1927年 | 137.6 |
| 1928年 | 140.0 |
| 1929年 | 137.2 |

出典：K.-H.ハンスマイヤー (Karl-Heinrich Hansmeyer) 編、廣田司朗・池上 惇監訳、『自治体財政政策の理論と歴史—ヴァイマル期を中心として』同文館、平成2年、138頁より作成。

(表1 原典：Angaben nach dem *Konjunkturstatistisches Handbuch*, hrsg. vom Institut für Konjunkturforschung, Berlin 1933, S. 36.)

(表2 原典：Konjunkturstatistisches Handbuch, S.116.)

表3 就業と失業 (単位：100万人)

| 年 | 健康保険統計による就業者 | 失業者 |
|------|--------------|------|
| 1924 | 11.4 | 0.91 |
| 1925 | 13.7 | 0.65 |
| 1926 | 13.0 | 2.01 |
| 1927 | 14.9 | 1.35 |
| 1928 | 19.5 | 1.35 |
| 1929 | 19.8 | 1.89 |

出典：同書、138頁より作成。

原典：Statistisches Jahrbuch, Jg. 1925-1929, und Konjunkturstatistisches Handbuch, .15.

意図的に市中に活発な金の流れを作ろうとしたラインホルトの政策は、「国民の貯蓄精神」にのみ依拠するライヒスバンク総裁のシャハトとは鋭く対立することになる。とはいえ、ラインホルトの政策によって税収もアップし1927年初めには再び経済の明白な上昇が示された。こうした経済政策的な新措置の成果は就業状況にもあらわれた。1926年に減少を示した就業者数は1,300万人から1,490万人へと増加し、同年、一気に増加した失業者数は201万人から135万人へと改善している。(表3を参照)

また、ラインホルトの特筆すべき提唱が付加税徴収権の再導入であった。しかし、1926年4月1日に発効予定の新財政調整法は2度にわたって延期を余儀なくされ、付加税権の再導入の機会二度と来なかったのである。ラインホルトが辞任後、付加税権の再導入を完全に絶ったのはヨハネス・ポーピッツである。彼はエルツベルガーを支持するワイマル期を通して財政政策の中心的官吏⁶⁴であった。ポーピッツは、「ドイツ全体のための統一的な公共的財政政策の基盤の形成こそが肝要であり、ゲマインデとゲマインデ連合の財政経済の形成や、管理における統一性の目

⁶⁴ ポーピッツは、1919年プロイセンの内務省勤務、および帝国主計局の自治体関係の担当官であった。つまり、ワイマル期当初から一貫して官僚として財政政策の中心的な場所にいたのである。ポーピッツに代表されるようにワイマル期において官僚の力は大きなものであった。ハンスマイヤーに依拠するところある。「政府における不安定多数という状況のもとで、『議会に先立つ領域』の一部としての官僚制が最終的な決定機関となった。・・・(略)・・・官僚制は国家活動の継続性を保証するという理由だけで、その本来の機能をこえた影響力を政治的意思形成に及ぼしている」、と。(同書、273頁。) こうして、一人の官吏(ポーピッツ)が1929年まで財政政策の中心人物として重要な役割を担うことになったのである。

また、マックス・ウェーバーは支配の3類型の中で、「合法的支配」として官僚制をあげる。ウェーバーはこう述べる。「とりわけ、近代国家の全発展史は、近代の官吏制度と官僚制的経営との歴史に帰着」する、と。(マックス・ウェーバー、支配の社会学Ⅰ、世良晃志郎訳、創文社、1960年、35頁。)近代ドイツが、14年間の「合法的支配」の後に12年間の「カリスマ的支配」をむかえるのは、ウェーバーの示す支配の典型を追うように思われる。

標を持った国家によって代表される公共経済への組み込みこそが肝要」⁶⁵と考えていた。元来、ゲマインデの財政モラルに不信の念を抱いていたポーピッツの考えは、支持するエルツベルガーと同様の見解であった。また、事実上、改善された失業者問題に対しても、「1930年にもまだポーピッツは経済自体によって経済の回復がもたらされるに違いないと確信して、『人為的な失業対策』に景気刺激的効果はありえないと思っていた」⁶⁶のであった。

さて、ドイツ経済史におけるラインホルトの位置付けは、ハンスマイヤーの以下の一文によって示唆されるであろう。すなわち、「ラインホルトは租税政策的な措置にとどまることなく、さらに大規模に支出政策をも導入した。後ほど外国から『ドイツ財政の脅威』と注目される1932年～1936年の雇用創出政策は、ライヒ蔵相ラインホルトのもとで進められた『生産的な失業救済』の枠内で、第一次雇用創出計画を首尾一貫した発展であった」、と。ラインホルトとナチズムの連続性、つまり、ラインホルトの政策が、後のナチス経済におけるヒトラーの第一次四ヵ年計画の先駆者であったと言っても過言ではないだろう。

最後に、ラインホルトの政策理念に対立的であったシャハトの動向について、ハンスマイヤーに従い付記しておこう。「1926年には、ラインホルトはライヒスバンク（総裁、シャハト）から何の支援も受けなかったが、政府の雇用創出計画は、ライヒスバンク（総裁、シャハト）の大量通貨発行によって1933年以降初めて可能になった。ライヒスバンク総裁シャハトの政治的・経済的見解の変化があったからである」⁶⁷。従って、こうした推察が行えはしないだろうか。仮に、1926年時点において、シャハトがラインホルトへの支援を決定していたならば、経済問題のみならず、ドイツのその後にも変化が起ころいえたのではないかと。

公債発行

ワイマール期は、戦後インフレーションと賠償金問題との困難な両輪を抱えてのスタートであったと言えよう。戦後のハイパー・インフレーションは、「レンテンマルク」という特殊な暫定期紙幣の発行によって奇跡的に収束された。賠償金問題はヤング案に先立つドーズ案によって一応の見通しがつき、その後、経済の回復および上昇を示す。しかしながら、経済の回復はもっぱらアメリカからの不断の資本流入に依存したものであって、利子の支払いのみでさえ、年10億マルクに達していたのである。賠償金問題が事実上の解決をみる1929年のヤング案が通過する以前を、ハンスマイヤーはこう述べる。「ドイツは債務利子支払いと賠償支払いのために毎年35億マルクを外国に対して調達しなければならなかった」、と。当時の状況をハンスマイヤーに従いまともるとこうである。1924年～1928年の間に、債務総額を差し引いた後のドイツ経済に残されたのは、新しく形成された実物資本の約56億ライヒスマルクだけであった。戦前の半分強の資本形成と、商品ストック補充の必要性・生産装置の更新・外国貿易の再建等とが、安定以後の数年間において貸付資本への需要を異常に増大させた。その結果として国内利率の高騰をまねいたのである⁶⁸。当時、新しい投資、新しい建設を起こす準備活動がゲマインデ、ラント、そして民間経済において巨額に達していたことを考慮すれば、それらが国内の高い利率をさけて、外国から資金を得ようとしたのは無理からぬことであろう。これが特にハンスマイヤーの観点のひとつ

⁶⁵ 同書、281頁。

⁶⁶ 同書、291頁、注81）、Vgl. Johannes Popitz, Zur deutschen Finanzpolitik, in : *Europäische Revue*, Jg. 6. (1930) S. 574-587.

⁶⁷ 同書、143頁。

⁶⁸ 同書、209頁。

である、地方自治体の外国からの信用調達と公債の発行に関する問題の起点である。ゲマインデの外債発行に関する2つの法律に注目してみよう。

1. 1925年3月21日のゲマインデ・ゲマインデ連合による外債発行に関する法律：1924年の準則から始まり、1925年1月の大統領令を経て成立する。外国でのあらゆる信用調達と公債の発行、およびそれらに対する保障引き受けに関して、ライヒ大蔵大臣の承認権が州の上級官庁へ移譲される。これによってゲマインデの外債発行の許認可権はラント政府に移された。従って、中間権力としての自治体（ラント）の権限が強まったのである。

2. 1930年12月3日起草の「ゲマインデ公債制度についての準則」が、1931年10月6日の第3次緊急令によって法的な効力を獲得：従来、外債の審査のためのみに設立された外国信用審議会は信用審議会と名を改め、ラント、ゲマインデの外国信用とならんで、国内信用およびラントの国内信用をも扱うことになる。自治体の国内での起債の審査は自治体信用機関において行われることが決定される。自治体信用機関とは、ゲマインデとゲマインデ連合による独自の責任のもとに作られた機関であり、公開市場に指定された国内債の審査を目的とした諸中央信用委員会に基づくものである。こうして、外債および国内債発行の分野での、公共団体における法の適用が最終的に統一されたのであった。ところで、第3次緊急法令の基礎となる「ゲマインデ公債制度についての準則」に至る過程には以下の一連の流れがある。1924年12月23日の「ラント・ゲマインデ・ゲマインデ連合による外債発行の準則」、1925年1月29日の「ゲマインデ・ゲマインデ連合による外債発行に関するライヒ大統領令」、1925年3月21日における同年1月の「大統領令」の法律化、1926年の準則は、1924年の準則における解釈の制限、そして、外国信用審議会の構成を規定した1927年10月21日の「ラント・ゲマインデ・ゲマインデ連合による公債発行に関する準則」。この過程の中で顕著なことは、外債発行の権限がライヒから次第に地方自治の単位へと移行してゆくことである。この過程が1931年の第3次緊急法令へと至ったことに関してハンスマイヤーは、「一時代を完結させたもの」⁶⁹、と述べる。公債発行に関する事項を見る限り、財政の中央集権化に象徴されるワイマール期において、公債発行による資金調達の分野でのラント、ゲマインデの権限が強くなってきている、と結論づけられよう。

ところが、最大の問題は残されたままであった。特に1927年以前、外債から資金の調達を財源確保の主たるものとする地方自治体は、外債申請を許可する審議会に対して、「審議会が許可してくれないだろうということがわかっている目標については、外債を申請せずに予算の他の資金でまかない、そのかわりにいわゆる生産的投資すべてをまとめて、それに対して外国債を申請したのである。また、自治体がますます、公債を用いることが考えられている事業を、ときにはその目的だけのために、株式会社や他の法形式に転換する方向へ移った」⁷⁰のである、と。

つまり、審議会は、「生産性と収益性という対象即応的な原則」⁷¹によって外債を十分に制限できなかったのである。残された問題とはこれであった。背景には、自治体の個人的な財源確保という利益の希求のみならず、賠償支払い等の難題に関するライヒの「ひとり責任」⁷²の問題があった、とハンスマイヤーは述べる。

しかし、1933年以後、指導者原理の導入によって、地方自治体は第三帝国へとより集約的に組

⁶⁹ 同書、220頁。

⁷⁰ 同書、242頁。

⁷¹ 同書、241頁。

⁷² 同書、242頁。

み込まれたかにみえたものの、1935年の「ゲマインデ条例」の内容は興味深いものであった。すなわち、「1935年のゲマインデ条例がはじめて『生産的』ないし『営利的』な目的という概念のなかに感じとれるような対象即応から離反をもたらし、それぞれの対象と無関係に、自治体信用を『租税によっても（なお）充当されない投資不足額のための資金調達』への補助的な財源充当の手段として認めたのである」⁷³。

いわゆる 公債の規制緩和とも言えよう「ゲマインデ条例」は、「史上はじめて中央集権的国家」⁷⁴となったドイツにおいて、ある種、地方自治の復活を感じさせるものであろう。また、ラインホルト的な財政政策の仕上げをヒトラーが行ったとも言えはしないであろうか。

まとめ

以上、ファシズム論、フィッシャーおよびヴェーラーの連続説、ハンスマイヤーの財政史と概観してきた。1920年代半ば以降1930年代にかけて民族・国家を広範にまきこんだファシズムという現象は、原型をイタリアにみるものの、第三帝国というナチズムの一方独裁をもってドイツに完結したと言えはしないだろうか。すなわち、ファシズムの思想・運動等を、第一次世界大戦および未曾有の経済危機に端を発する抗議の動きとして捉えることに大きな異論はないと思われるものの、ドイツ・ナチズムの急速な台頭は、当時のドイツに特有の社会・経済的背景に起因して第三帝国の成立へと帰結したと結論づけられよう。しかし、その新奇性、特異性を強調することで、戦後ドイツ現代史における断絶とみなされてきたナチズムは、「フィッシャー論争」によってより中立的な位置づけを得た、と本稿ではまとめたい。

さて、ファシズム論、連続説が、総体の中に個別が存在することを示唆するものとすれば、最後に概観したワイマール期の財政（政策）史は、個別の中に総体が存在する一例と言えよう。ナチズム（ナチ党）の台頭から権力の掌握に至る過程で躍進の要因として挙げられる、例えばワイマール期の不況、また、ブリューニングのデフレ政策⁷⁵の強行など、いくつかの事例のひとつとして興味深いものと言えよう。つまり、第一次大戦後の中流階級の人々が自分達の利益を確保してくれる基盤を失ったこと、世界大恐慌を含むワイマール期の不況から、ナチズムへ繋がる要因を検討したものは多くみられるものの、財政史の検討においてその関連を整理できたことは、意義あるものと考ええる。

そこで、ハンスマイヤーに依拠した財政（政策）史のまとめを、最後に段階的に行っておきたい。ハンスマイヤーがワイマール期の「ぬきんでた財政政策家」と評価するのは、エルツベルガーとラインホルトである。敗戦直後のドイツにおいて財政の中央集権化を推し進めたエルツベルガーの政策ポイントは、付加税徴収権、交付税にまとめられるであろう。エルツベルガーの政策は「民間経済の意に反し経済政策全体の判断から要請された」⁷⁶ものである。それに対して、「収

⁷³ 同書、243頁。

⁷⁴ 坂井栄八郎、『ドイツ史10講』岩波書店、2003年、188頁。

⁷⁵ ナチズムの決定的な躍進の要因ともみなしつつブリューニングのデフレ政策の過失を、非難したのはケインジアンである。それはこうである。「ブリューニングが統制インフレを選択することができる時に、かつまた、当然行うべき時に、デフレーションを選択したことは咎められるべきである。何故なら、彼のこの選択がドイツを一層みじめな状況に落とし入れ、ひいてはナチズムへの水門（floodgates of Nazism）を開くことになったからである」、と。Theo. Balderston, *Economic and Politics in the Weimar Republic*, Cambridge, 2002, p.92.を参照。

⁷⁶ ハンスマイヤー、前掲書、143頁。

入第一ではなく、経済的・社会的要請からみて正しいと判断される財政政策」⁷⁷を目指したのが、ラインホルトである。ラインホルトの政策はナチ党との関連において注目に値するものであった。つまり、彼の「生産的失業対策」は、後に「ドイツ財政の驚異」⁷⁸称されるヒトラーの第一次四ヵ年計画（雇用創出政策）と同様の理念を基礎としたものであった。

また、自治体の公債発行に関しては、専門的に充分とはいえないものの、ライヒ、ラント、ゲマインデというドイツの重層構造に関して、第二帝政期からワイマール期、そして第三帝国期への連続性という重要な視点を得られたように思われる。

ハンスマイヤーに従い得られたワイマール期の財政史の概観は、エルツベルガーの中央集権的な財政政策から始まり、初期のナチス経済の先駆的位置づけをなすラインホルトの「赤字ぎりぎりまで」の財政政策へと続き、最終的にファシズム体制としてナチズムの一党独裁と壮大な失業対策とが達成された、とまとめたい。さらに、ナチズム（ナチ党）は、新奇性・特異性を示すものの財政史の一側面から見てもドイツ現代史の連続する流れの一角に収められる、と結論づけられはしないだろうか。

⁷⁷ 同書、143頁。

⁷⁸ 同書、143頁。Vgl. Auch Günter Schmolders, Finanzpolitik, 2. Aufl. Berlin 1965 S.267.

末筆ではあるが、一言お礼を申し添えたい。本稿は、加藤房雄先生の広い見識に導かれて完成をみる事ができた。特に、本稿の後段（ハンスマイヤーの整理）に関しては、常に原書と対照しながらの厳しいご指導によって、より明確な理解へとつながった。心から感謝を申し上げます。また、ゼミの後輩である吉原竜也氏のゼミの発表は、認識の深まりをしばしば促されるものであった。ここに感謝申し上げます。